

瀬戸市地域子ども会活動助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもの健全育成を目的とした市内子ども会による自発的な公益活動を支援することにより、市内子ども会活動の発展に資することを目的とし、瀬戸市地域子ども会活動助成事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付を受けることができる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 連区・学区子ども会連絡協議会 おおむね小学校区又は自治会の連区の区域の単位子ども会の協議会で、瀬戸市子ども会連絡協議会の内部組織として活動しているものをいう。
- (2) 単位子ども会 地域子ども会助成事業運営要綱（平成10年4月1日施行）に基づく子ども会をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象団体が毎年4月1日から翌年3月31日までに実施する子どもの健全育成を目的として行う事業で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 子どもが参画し、活動する事業
- (2) 研修研究事業
- (3) 広報活動事業
- (4) 事務事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は補助対象事業に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料とする。

(補助金額及び限度額)

第5条 この補助金は、前条の補助対象経費の2分の1の額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）又は3万円のいずれか低い額について予算の範囲内で交付するものとする。

(補助金の申請)

第6条 補助対象団体は、この補助金の交付を受けようとする場合には、毎年5月15日までに瀬戸市地域子ども会活動助成事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請は、1団体につき年度ごとに1回とする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、瀬戸市地域子ども会活動助成事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助対象団体に対し通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する通知に際して、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

3 市長は、審査の結果、補助金を交付することを適当と認めないときは、瀬戸市地域子ども会活動助成事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該補助対象団体に通知するものとする。

（補助金の交付等）

第8条 補助金は、補助事業の完了後に交付する。ただし、市長が必要と認めたときはその全部又は一部を概算払いにより交付することができる。

2 補助金の交付請求は、瀬戸市地域子ども会活動助成事業補助金請求書（様式第4号）を市長に提出して行うものとする。

（事業内容の変更等の承認申請）

第9条 補助対象団体は、補助金の決定を受けた後、当該決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ瀬戸市地域子ども会活動助成事業補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があったときは、当該事業にかかる補助金の交付決定はなかったものとする。

3 第1項の規定による補助事業の申請により補助金所要額に変動を生ずるとき、市長は交付の決定を変更することができる。

4 前項の規定により交付の決定を変更する場合は、瀬戸市地域子ども会活動助成事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号の2）により、当該補助対象団体に通知するものとする。

（実績報告等）

第10条 補助対象団体は、補助事業が完了したときは速やかに瀬戸市地域子ども会活動助成事業補助金実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第11条 市長は、前条に規定する書類の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときには、交付すべき補助金の額を確定し、瀬戸市地域子ども会活動助成事業補助金確定通知書（様式第7号）により補助対象団体に通知するものとする。

（検査等）

第12条 市長は、補助対象団体に対して、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

（決定の取消等）

第13条 市長は、補助対象団体について、次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、期限を定めて補助金の全部又は一部に相当する額を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 補助金を補助の目的以外に使用したとき。

(3) 補助の条件に違反したとき。

(4) 偽り又は不正の方法によって補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

(5) 補助金所要額が補助決定額を下回ったとき。

(遅延利息)

第14条 補助対象団体は、補助金の返還を決定され、これを納期限までに納付しなかった場合は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、遅延利息の全部又は一部を、免除することができる。

(その他)

第15条 その他補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月3日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により使用されている書類は、当該改正後の様式によるものとみなす。